

日野市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

日野市長

古賀壮志

日野市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

日野市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和49年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「休暇」を「休暇（勤務時間条例第15条に規定する健康管理休暇については、規則で定める日数を限度とする。）」に改める。

別表10の項中「勤務時間条例第15条に規定する期間」を「勤務時間条例第15条に規定する期間のうち引き続く2日」に改める。

別表10の項の次に次のように加える。

| | | |
|------|--------|---------------------|
| 10の2 | 出生支援休暇 | 勤務時間条例第15条の2に規定する期間 |
|------|--------|---------------------|

付 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表10の項の次に次のように加える改正規定及び次条第1項の規定は、公布の日から施行する。

（適用）

第2条 この規則による改正後の日野市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後規則」という。）別表10の2の項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

2 改正後規則別表10の項の規定の適用における「勤務時間条例第15条に規定する期間のうち引き続く2日」の取扱いについては、施行日以後の期間を対象とし、施行日前の期間については算入しないものとする。